

[事案 29-210] 保険料払込免除・転換無効請求

・平成 30 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人に既往症について話したうえで契約したことなどを理由に、保険料払込免除の適用または転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

糖尿病のためインスリン治療を開始したことから、平成 22 年 4 月に転換により加入した介護保険および医療保険にもとづき保険料払込免除を請求したところ、責任開始期前に受診した人間ドックの検査結果との間に因果関係があるとされ、保険料払込免除は非適用となった。

しかし、以下の理由により、保険料払込免除の適用または転換を無効とし転換前契約へ戻すことを求める。

- (1) 転換時、募集人に対し、血糖値が高めであることを告知したところ、保険料払込免除特約が付けられると説明され、募集人の指示どおり告知書を記入した。
- (2) 転換時、募集人から、転換して 2 年後に糖尿病の治療等を開始すれば、告知義務違反等の問題にはならないと説明され、その通りにした。
- (3) 上記虚偽の説明を受けた結果として、「今後病気になったときに問題なく保険料払込免除を受けられる」と誤解して転換した。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 糖尿病は責任開始期前に発症しており、約款の規定により、保険料払込免除の適用要件には該当しない。
- (2) 転換時、募集人は申立人に対し、設計書等を使用し十分な説明をしており、仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時およびその後の状況を把握するため、申立人に事情聴取を実施した。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取は実施できなかった。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の糖尿病は保険料払込免除の対象とは認められず、虚偽説明により申立人が誤信して転換したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。